

○山口県警察の自動車警ら隊に関する訓令

平成30年3月22日
本部訓令第21号

(趣旨)

第1条 この訓令は、山口県警察の自動車警ら隊（以下「自動車警ら隊」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 自動車警ら隊は、地域警察運営規則（昭和44年国家公安委員会規則第5号）第2条第1項に定める任務を達成するため、県下全域において、警ら用無線自動車の運用により、機動力を最大限に発揮し、事件又は事故が発生した場合における初動警察活動を行うとともに、犯罪の予防検挙、交通の指導取締り、危険防止の措置等に当たるものとする。

(分駐隊の活動区域)

第3条 分駐隊の活動区域は別に定める。

2 隊員は、原則としてその分駐隊の活動区域内において活動するものとする。

3 地域部自動車警ら隊長（以下「隊長」という。）は、重要な事件又は事故の発生を認知した場合において、必要があると認めるときは、分駐隊の活動区域にかかわらず、活動中の隊員にその初動的な措置を行わせるものとする。

(勤務制)

第4条 隊員の勤務は、山口県警察に勤務する職員の勤務時間、休日及び休暇に関する訓令（平成7年山口県警察本部訓令第10号）第2条に規定する通常勤務、毎日勤務又は交替制勤務とする。

(活動計画及び勤務指定)

第5条 隊長は、あらかじめ月間の活動計画を立て、隊員に指示するとともに、警察署長に通知するものとする。

2 隊長は、活動計画に基づき、隊員の勤務を指定するものとする。

(派遣要請)

第6条 警察署長は、隊員の派遣を必要とする場合は、原則として事前に隊長に要請するものとする。

2 隊長は、前項の規定による要請を受けた場合において、その必要があると認めるときは、隊員を当該要請のあった警察署に派遣するものとする。

(事案の取扱い)

第7条 隊員は、事件、事故その他の事案を取り扱ったときは、必要な措置を講じた後、関係する警察署長に引き継ぐものとする。

(記章)

第8条 隊員は、勤務中は別に定める自動車警ら隊記章を着装するものとする。

る。

(教養訓練)

第9条 隊長は、隊員に対し、自動車警ら隊の活動に必要な教養訓練を計画的に行うものとする。

(その他)

第10条 この訓令に定めるもののほか、自動車警ら隊の運用について必要な事項は、別に定める。